

第2回幌加内町議会定例会 第1号

令和6年6月20日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - (1) 議長諸報告
    - ① 行事関係報告
    - ② 監査委員例月出納検査結果報告
    - ③ (株)ほろかない振興公社経営状況報告
  - (2) 町長行政報告
- 4 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 5 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第12号))
- 6 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 7 承認第5号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算(第1号))
- 8 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について  
(令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第12号))
- 9 一般質問
- 10 議案第31号 幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第32号 幌加内町税条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第33号 幌加内町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 13 議案第34号 幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第35号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第36号 幌加内町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第37号 幌加内町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 17 議案第 38 号 幌加内町地域包括センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第 39 号 幌加内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第 40 号 幌加内町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第 41 号 幌加内町スキー場設置条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第 42 号 幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 22 議案第 43 号 幌加内町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 23 議案第 44 号 幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 23 議案第 45 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 24 議案第 46 号 幌加内町過疎地域の持続的発展市町村計画の変更について
- 26 議案第 47 号 令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 2 号）
- 27 議案第 48 号 令和 6 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 28 議案第 49 号 令和 6 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

（追加日程）

- 1 報告第 5 号 付託案件の審査結果報告について（議案第 35 号）
- 2 意見書案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について
- 3 発議第 2 号 幌加内町議会議員の派遣承認について
- 4 閉会中の所管事務調査の申し出について

○出席議員（ 9名）

|    |    |       |     |    |       |
|----|----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 9番 | 小川雅昭君 | 副議長 | 3番 | 小関和明君 |
|    | 1番 | 中南裕行君 |     | 2番 | 寺崎嘉男君 |
|    | 4番 | 中村雅義君 |     | 5番 | 中川秀雄君 |
|    | 6番 | 稲見隆浩君 |     | 7番 | 藤井祐君  |
|    | 8番 | 蔵前文彦君 |     |    |       |

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

|         |        |
|---------|--------|
| 町長      | 細川雅弘君  |
| 副町長     | 大野克彦君  |
| 教育長     | 村上雅之君  |
| 総務課長    | 中河滋登君  |
| 産業課長    | 清原吉典君  |
| 建設課長    | 宮田直樹君  |
| 住民課長    | 山本久稔君  |
| 保健福祉課長  | 加藤誠一君  |
| 地域振興室長  | 新江和夫君  |
| 会計管理者   | 岩本美佐江君 |
| 教育次長    | 安芸修君   |
| 診療所事務長  | 内山渉君   |
| 総務課主幹   | 伊藤宗徳君  |
| 地域振興室主幹 | 堀川剛史君  |
| 農業委員会会長 | 笠井正展君  |
| 監査委員    | 菊地勝美君  |

○出席事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 蔵前裕幸君 |
| 書記   |       |

開 会 午前9時00分

◎開会の宣告

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。  
定足数に達しておりますので、令和6年第2回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして1番、中南議員、2番、寺崎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの2日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から6月21日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。  
町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

◎町長行政報告

- 町長（細川雅弘君） 町長。  
○議長（小川雅昭君） 町長。  
○町長（細川雅弘君） 2点について申し上げます。  
まず、各会計にわたる、令和5年度決算の見通しがつきましたので、その状況をご報告申し上げます。  
最初に、一般会計であります。歳入総額44億1,875万8,000円。歳出総額43億5,864万4,000円であり、令和5年度から令和6年度への繰越明許費、特定財源700万円、一般財源224万円を除いた歳計余剰金5,087万4,000円を令和6年度会計へ繰越処分いたしました。当初予算及び5月専決補正予算では、歳入不足を補うため、財政調整基金の取り崩し3億円をはじめ、基金取り崩し合

計で4億5,000万円ほどを見込んでおりましたが、財源確保の柱となる地方交付税での留保財源に加え、新型コロナウイルス感染症の経済対策や物価高騰対策として、国より交付された4,664万3,000円等により、一定の財源確保をすることができました。その結果、今年度については、基金取り崩し額は、公共施設の解体費に充当した公共施設等設備基金4,200万円及びルール等に基づく取り崩し2,735万1,000円の6,935万1,000円に収まり、前述の財源不足繰入れを行わず決算することができました。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額1億4,228万9,000円、歳出総額1億4,187万6,000円であり、歳計余剰金41万3,000円を令和6年度会計へ繰越処分いたしました。令和5年度では、療養給付費が7.2%の減、療養費が14.4%の増、高額医療費で7.0%の減となりました。この給付費財源として国保財政調整基金から繰越金397万6,000円を措置しておりましたが、道補助金の特別交付金などにより、47万6,000円を取り崩さずに決算することができました。

次に後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額3,199万4,000円、歳出総額3,171万5,000円であり、歳計余剰金27万9,000円を令和6年度会計へ繰越処分いたしました。

次に、介護保険特別会計であります。歳入総額1億9,779万9,000円、歳出総額1億9,338万6,000円であり、歳計余剰金441万3,000円を令和6年度会計へ繰越処分いたしました。この繰越につきましては、令和5年度介護保険給付費に対しての国費分47万3,000円、道費分52万1,000円及び、支払基金分214万4,000円がそれぞれ実績より多く交付されたため、令和6年度会計で返還することとなります。また、当初予定しておりました介護給付準備基金の取り崩しについては、国庫補助金であります調整交付金の増や、保険給付に係る負担金及び交付金の過年度追加交付を受けたことにより、取り崩しを行わずに決算できました。令和5年度の介護保険料についても残額が生じたため、30万7,000円を令和6年度会計において、介護給付準備基金に積み立てる予定であり、今議会に補正予算を計上したところであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。令和6年4月1日より公営企業会計へ移行したことにより、3月31日付けで打ち切り決算となっているところであります。歳入総額7,493万9,000円、歳出総額6,888万6,000円であり、歳計余剰金605万3,000円を令和6年度簡易水道事業会計へ引継ぎをしたところであります。

次に、下水道事業特別会計であります。簡易水道事業特別会計同様令和6年4月1日より公営企業会計へ移行しており、これも打ち切り決算となっているところであります。歳入総額6,455万4,000円、歳出総額5,812万3,000円であり、歳計剰余金643万1,000円を令和6年度下水道事業会計へ引き継ぎをいたしました。

次に、奨学資金特別会計では、歳入・歳出総額ともに同額の143万6,000円の決算であります。

続いて、朱鞠内キャンプ場付近のヒグマ出没についてご報告をいたします。

今朝の新聞報道にもありましたが、昨年発生したヒグマ事件の対策として、モニターカメラを各所に設置し、ヒグマ出没の監視をしておりますが、一昨日、18日、19:23分に第4キャンプ場のサイト外の湖畔に設置した自動撮影カメラにヒグマが撮影され、19:45分にキャンプ場指定管理者職員が確認したところであります。同時に町にも報告があり、職員が現地に出向き対応を協議し、当日のキャンプ客6組9名の方にレークハウスへの避難誘導をし、21:48分に避難終了と全員の安全確認をした旨の報告を受けたところであります。この間、士別警察署への連絡、21:20分に

はハンター出動の要請を行ったところであります。22：22 分、町・士別警察署・指定管理者との現地打合せを行い、22：52 分にキャンプ場のゲートを閉鎖した後、23：15 分に警察署による赤色灯を回し、付近のパトロールと安全確認をしていただいたところであります。翌 19 日、5：00 にキャンプ場内を見回り、荒らされている状況のないことを確認、カメラに撮影された付近に約 14 cm のヒグマの足跡を発見したところであります。付近を荒らすこともなく、居座ることもないため、昨年策定いたしました「ヒグマ対応方針」により、ヒグマ有害性判断で「段階ゼロ」の非問題個体と判断したところですが、明日、金曜日までは第 1 キャンプ場を除く第 2 から第 4 キャンプ場の閉鎖を決めたところであります。今回のヒグマ出没は深刻に受け止めなければなりません、昨年実施した対策により、早めの出没確認と、キャンプ客の避難誘導につながったところであり、大きな事故を未然に防いだとも言えると思っております。ハンター出動も要請し見回っていただき、今年行った春期捕獲事業も、捕獲には至りませんでした、ヒグマに一定の圧力をかける効果があると、ハンターからも助言を頂いております。

今後も、気を引き締めて、指定管理者や各関係機関と連携しながら、事故防止に努めてまいりたく存じます。ちなみに、今シーズンのクマの目撃情報は本件を含め、10 件であります。すべて、段階ゼロと判断した個体であります。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで町長の行政報告を終わります。

#### ◎日程第 4 同意第 2 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 4、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （同意第 2 号朗読、記載省略）

今回の提案理由であります、3 年の任期であります固定資産評価審査委員、畑正男氏が 6 月 26 日に任期満了を迎えるにあたり、引き続き、畑氏を識見も豊かで適任であると判断し選任するものでございます。なお、任期は令和 6 年 6 月 27 日から令和 9 年 6 月 26 日までの 3 年間となります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件に対する討論を省略し採決を行います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

#### ◎日程第5 承認第3号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度幌加内町一般会計補正予算（第12号））の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （承認第3号朗読、記載省略）

本件の提案理由であります。5月末に出納閉鎖を迎え、令和5年度幌加内町一般会計予算についても見通しが確定した件についての専決処分となります。内容につきましては、事業確定によります不要額の処分や、基金操出金などの補正項目として、専決処分をしたものであります。それでは事項別明細書により説明いたします。

2款1項2目、企画費97万2,000円の減。12節、委託料から次の4目、ふるさと納税運営費1,380万円の減額。7節、報償費から13節使用料及び賃借料までについての額が確定による執行残の整理をするものでございます。6目、基金積立金1,887万円の増額。24節、積立金でございしますが、まちづくりふるさと応援基金に1,987万円の増。幌加内町企業版ふるさと納税基金100万円の減であります。まちづくりふるさと納税応援基金は、ふるさと納税で寄付されたもののうち、各事業にあてた残金を基金に積立てるものであります。企業版ふるさと納税基金については、当初基金積立を予定しておりました寄付金が、当面の事業に充当することとするため、予算の減額を行うものでございます。9目、地域振興費188万9,000円の減。事業費確定による執行残の整理であります。3款1項1目、社会福祉総務費4万7,000円の増。こちらは、介護保険特別会計の事業確定による操出金の増であります。2目、老人福祉費249万2,000円の減。3目、障害者福祉費548万7,000円の減。2項1目、児童福祉総務費188万円の減。いずれも事業費確定による執行残の整理でございます。4款1項1目、診療所費909万9,000円の減。こちらも事業費確定による執行残の整理でございます。6款1項3目、農業振興費1,240万3,000円の減。12目、土地改良事業費500万4,000円の減。3項1目、水産業振興費176万6,000円の減。7款1項1目、商工振興費296万9,000円の減。2目、観光費690万9,000円の減。8款2項1目、道路橋梁維持費1,024万4,000円の減。いずれも事業確定による執行残の整理でございます。8款4項1目、住宅管理費478万2,000円の減。10款2項1目、学校管理費145万1,000円の減。6項1目、社会教育総務費139万4,000円の減。2目、公民館費101万4,000円の減。13款1項1目、土地取得費50万円の減。いずれも事業費確定による執行残の整理であります。14款1項1目、職員給与費4,333万4,000円の減。1節、会計年度任用職員報酬については、多くの要因としては積雪が少なかったことによる除雪出動

日数減に伴う会計年度任用職員分の執行残の整理となります。3節、職員手当、4節、共済費、18節、負担金補助及び交付金につきましても執行残の整理でございます。15款1項1目、予備費500万円の減。28節、予備費で同額です。執行残の整理でございます。以上で歳出の説明を終わります。続いて歳入の説明をいたします。

2款2項1目、自動車重量譲与税211万3,000円の増。3款1項1目、利子割交付金9,000円の減。6款1項1目、地方消費税交付金422万9,000円の増。7款1項1目、自動車税環境性能割交付金240万5,000円の増。90項1目、自動車取得税交付金65万6,000円の増。すべて額の確定によるものでございます。自動車取得税交付金については、令和元年度に廃止されましたが、その後追加徴収があったことにより、各市町村へ交付されたことによる増でございます。9款1項1目、地方交付税ですが、6,351万6,000円の増。対前年比1,275万円の減でマイナス0.5%であります。普通交付税において前年比2,715万4,000円の増となっておりますが、特別交付税において、前年比3,990万4,000円の減となっております。この要因として、物価高騰対策や除雪経費による交付額が減となったことによるものでございます。10款1項1目、交通安全対策特別交付金1,000円の減。13款2項3目、土木費国庫補助金4,188万9,000円の増。社会資本整備総合交付金の増。5目、総務費国庫補助金353万2,000円の増。いずれも額確定による整理でございます。16款1項1目、一般寄付金18万円の増。一般寄付金で同額。2目、使途指定寄付金523万円の増。ふるさと納税寄付で同額。いずれも額の確定による整理をするものでございます。17款1項1目、基金繰入金2億2,335万2,000円の減。財政調整基金で2億2,456万円の減。当初予算不足を補うため、4億5,000万円の繰入を予定しておりましたが、最終的に決算6,935万1,000円と額が確定しましたので不要分を減額するものでございます。JR深名線バス転換対策基金から企業版ふるさと納税基金までは、いずれも充当する事業確定により繰入れを整理するものでございます。19款4項3目、雑入196万円の減。20款1項2目、民生債130万円の増。3目、民生債10万円の減。4目、農林水産業債100万円の減。5目、商工債30万円の減。6目、土木債1,180万円の減。いずれも事業費確定による起債額確定による整理でございます。以上で歳入の説明を終わります。

事項別明細書総括であります。歳入歳出それぞれ1億1,347万2,000円を減額し、総額を45億6,920万4,000円とするものでございます。3ページに第2表繰越明許費補正及び4ページに地方債の補正それから、28ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので後ほどお見直しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出18ページから質疑を受けいたします。

18ページ、19ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に20ページ、21ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に22ページ、23ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（小川雅昭君） 次に 24 ページ、25 ページについて質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 26 ページ、27 ページについて質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に事項別明細書歳入 8 ページから質疑を受けます。  
8 ページ、9 ページについて質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 10 ページ、11 ページについて質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 12 ページ、13 ページについて質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 14 ページ、15 ページについて質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次 16 ページ、17 ページについて質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから承認第 3 号、専決処分した事件の承認について（令和 5 年度幌加内町一般会計補正予算  
（第 12 号））の件を採決いたします。  
お諮りをいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって承認第 3 号は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第 6 承認第 4 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 6、承認第 4 号、専決処分した事件の承認について（令和 5 年度幌  
加内町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））の件を議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （承認第 4 号朗読、記載省略）  
本件の提案理由について申し上げます。

5 月の末に出納閉鎖を迎え、令和 5 年度幌加内町介護保険特別会計予算についての見通しが確定

したことによる専決処分となります。内容といたしましては、返還金の確定による減額及びそれに伴う余剰金の基金積立金の増額。その他、年度末に介護認定審査件数の増加による、主治医意見書作成料が不足したことによる増額を補正項目として専決処分したものであります。それでは事項別明細書歳出によりご説明いたします。

1 款 3 項 1 目、介護認定審査会費 4 万 7,000 円の追加であります。11 節、役務費主治医意見書作成料で増額であります。年度末にかけて新規に介護認定審査件数が増加したことによる増額であります。次に 5 款 1 項 1 目、基金積立金 31 万円の追加であります。24 節、基金積立金介護給付費準備基金で増額であります。6 款 1 項 2 目、償還金で予定しておりました、令和 4 年度分の国費・道費基金負担分の返還額が精査の結果、昨年の 6 月補正予算時に予定していた返還額より 30 万 9,822 円少なくなりましたので、その分を今回の介護給付費の増加に備えるため、介護給付費準備基金に積立てるものであります。次に 6 款 1 項 2 目、償還金 30 万 9,000 円の減額であります。22 節、償還金利子及び割引料補助金等返還金で減額であります。5 款 1 項 1 目で説明いたしました、国費・道費負担分の返還額が予定よりも少なくなり、不要額が生じたのでその部分を減額するものであります。8 款 1 項 1 目、予備費 4 万 8,000 円の減額であります。28 節、予備費で同額の減額であります。執行残の整理をするものであります。以上で歳出の説明を終わります。

続いて歳入の説明をいたします。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 4 万 7,000 円の減額であります。1 節、現年度分第 1 号被保険者保険料で同額の減額であります。事業の確定により整理するものであります。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 4 万 7,000 円の追加であります。1 節、事務費繰入金で同額であります。歳出 1 款 3 項 1 目の介護認定審査会費で主治医意見書作成料を増額したものを、一般会計繰入金で対応するものであります。7 款 1 項 1 目、繰越金につきましては金額の増減はありませんが、歳出 5 款 1 項 1 目の基金積立金及び 6 款 1 項 2 目、償還金の増減により財源充当先を整理するものであります。以上で歳入の説明を終わります。

事項別明細書総括であります。今回は、5 月末の出納閉鎖を迎えたうえで、令和 5 年度幌加内町介護保険特別会計予算の必要な事項のみ補正予算で整理いたしました。総額につきましては、歳入歳出とも既存予算以内で整理ができたため、歳入歳出それぞれ、前回補正予算時と同額の 2 億 227 万 2,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては、補正項目が少ないので歳入、歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから、承認第 4 号、専決処分した事件の承認について（令和 5 年度幌加内町介護保険特別会

計補正予算（第４号）の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第７ 承認第５号

○議長（小川雅昭君） 日程第７、承認第５号 専決処分の報告について（令和５年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算（第１号））についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（安芸修君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（安芸修君） （承認第５号朗読、記載省略）

今回の専決補正の理由につきましては、出納整理期間を迎え、貸付金及び返還金の額が確定したことにより、不要額を整理するものであります。それでは、補正予算の説明を行いますので事項別明細書歳出より説明いたします。

歳出１款１項１目、奨学資金 312 万円を減額し、72 万円とするものです。20 節、貸付金 312 万円の減額ですが、貸付の実績が大学１名で確定し、貸付金の合計が 72 万となりましたので不要額を整理するものであります。２款１項１目、基金積立金 70 万 5,000 円減額し、71 万 6,000 円とするものです。24 節、基金積立金 70 万 5,000 円の増額ですが、寄付金の確定のほか、返還額が貸付額を超えた決算見込みとなったため基金へ積立てを行うため、増額補正を行うものです。

次に歳入の説明いたします。

歳入１款１項１目、一般会計繰入金 1,000 円を減額し、0 とするものです。一般会計からの繰入がありませんので皆減にするものでございます。２項１目、基金繰入金 238 万 9,000 円を減額し、0 とするものです。基金からの繰入がありませんので皆減するものでございます。２款１項１目、返還金 5,000 円を減額し、143 万 5,000 円とするものです。令和５年度返還金が確定したことにより、減額補正をするものです。３款１項１目、寄付金 1 万円を減額し 0 とするものです。寄付金収入はありませんでしたので皆減とするものです。５款１項１目、繰越金 1 万円を減額し 0 とするものです。前年度からの繰越はありませんでしたので皆減とするものです。次に事項別明細書の総括を説明します。

歳入歳出それぞれ 241 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 143 万 6,000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから、承認第5号、専決処分した事件の承認について（令和5年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算（第1号））の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第8 報告第4号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度幌加内町一般会計補正予算（第12号））の件を議題といたします。

本件に関しまして説明員の報告を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （報告第4号朗読、記載省略）

令和5年度幌加内町一般会計繰越明許費繰越計算書2款1項、総務管理費、事業名、個別業務システム改良委託事業、金額1,584万円。翌年度繰越額701万8,000円。左の財源でございますが、国庫補助金699万6,000円。一般財源2万2,000円でございます。2款8項、物価高騰重点支援対策費、事業名、物価高騰重点支援対策事業、金額は2,195万円。昨年度繰越額は719万6,000円。財源内訳実質につきましては、国庫補助金699万6,000円。一般財源20万円となっております。4款2項、清掃費で士別市下水処理施設事業、金額425万9,000円。翌年度繰越額214万7,000円。財源内訳につきましては、地方債210万円。一般財源4万7,000円。6款1項、農業費幌加内ソバ循環プロジェクト業務委託事業、金額715万円。翌年度繰越額同額でございます。財源内訳につきましては、寄付金が700万円。一般財源が15万円でございます。10款1項、教育総務費、義務教育施設空調設備設置事業、金額4,341万3,000円。翌年度繰越額同額でございます。財源内訳につきましては、国庫補助金1,229万2,000円。地方債2,930万円。一般財源が182万1,000円となっております。合計いたしまして、金額9,261万2,000円。翌年度繰越額6,692万7,000円。財源内訳につきましては、既収入特定財源が700万円。未収入特定財源が5,768万4,000円。一般財源が224万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告案件でありますので、以上で報告を終わります。

◎日程第9 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第9、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。5番 中川議員の発言を許します。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 私は、通告に従って2点について質問いたします。

まず、小・中学校の学校給食の無償化について質問いたします。

給食について私が質問するのは私自身、3回目と承知しておりますけれども、学校給食無償化に取り組む自治体は、コロナ禍や近年の食材費の高騰なども影響を受け、確実に増加してきています。小・中学校で学校給食の完全無償化を実施しているのは、文科省の調査で2023年9月時点ですが、全国1,794自治体のうち、3割にあたる547自治体になっており、現在調査と平成17年度にも調査しているそうですが、調査から比較しますと67自治体だったわけですが、6年間で7倍に増えているということが明らかになっております。更に、今年度から実施に取り組む自治体も増えてきております。特に特質すべき点では、青森県と東京都ですが、青森県では県として全国で初めての学校給食無償化への支援事業を今年度予算で盛り込んでおりますし、東京都は区市町村立小学校給食費については、市町村が半分を助成するということもあります。このような背景には、保護者の給食費無償に対する根強い要求があると同時に、そういう背景に各自治体の無償化に向けた地道な努力、取組みがあったことこそ、県や都を動かしたというふうに私は思っております。本町においても、今年度予算において給食費の食材費の大幅な値上がり、給食費の値上げをせず据え置いたこと、保護者負担の軽減を図っていることは充分評価するものでありますが、この際、無償化運動をあおるつもりはないですが、先ほど言いました青森や東京都に見られるように一つ一つの自治体の取組みが、やがて国や道を動かして全国どこに住んでいても、学校給食は無償になるという状況を作り出す要因になるかと思えます。そういう意味からも、是非、我が町においても、小・中学校の給食費の無償化を創り出していきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答えいたします。

学校給食費の無償化については、全国でも小中学校の給食費の無償化を行う、自治体が増加傾向であるのは、教育委員会としても承知しているところであります。また、今ほど議員が申し上げました、先般報道のとおり、令和5年9月1日現在、全国での調査これには、1,794自治体中、547自治体が、小中学生全員を対象とした、無償化を実施しているという調査結果が出ているところであります。学校給食費の全国の月額平均につきましては、小学校で4,688円、中学校では5,367円、全道の平均月額は、小学校4,700円、中学校5,470円、本町においては、小学校で4,545円、中学

校では 5,527 円となっているところであります。この調査結果は政府が、昨年 6 月に閣議決定いたしました「こども未来戦略方針」で給食費無償化の実現に向け、文部科学省が、調査をとりまとめたものと聞いております。最近の社会情勢の変化に伴う、生鮮食品など原材料費や燃料費の高騰により、すべての国民が家計に負担を感じていること更に、学校給食に係るコストが、増大していることは事実であります。令和 4 年の第 4 回定例会における、議員の質問への回答と重複いたしますけれども、学校給食は義務教育諸学校の教科書図書の無償に関する法律とは違ひまして、学校給食法第 11 条及び同法施行令で示されている負担の原則により、高熱水費などの施設設備費や修繕費・給食に従事する人の人件費などは設置者である町が負担し、それ以外の食材費等については、保護者にご負担いただくものであることを踏まえて、本町では食材費相当分を給食費として、徴収させていただいているところであります。今年度も物価の高騰を受けておりますけれども、お米の地元農業者様からの寄贈を受けたり、栄養士らが何とかやりくりして、給食費を値上げすることなく、平成 26 年度に給食費を改定して以来、小学生 1 食 250 円、中学生 1 食 304 円という金額を維持しているところでもあります。更に、現状制度の中でも経済的に困窮しているご家庭には、修学支援制度などの補助制度があり、経済的負担の無いように対応させていただいているところであります。一方子育て支援という観点からは、本町では、保育所の無償化や保育人材育成などの各種政策を実施しており、財源として、一部ふるさと納税等を充当しているところであります。子育て支援をはじめ、定住対策など、全国的には財源のある自治体と、厳しい自治体との公平性が問題視されているところでもあります。国では、先に述べた調査結果に基づいて、成果や課題をつかみ、支援策の検討などに生かすこととされており、国が全国一律に実施されることが最も公平であり、望ましいものというように考えております。以上のことから、現在のところ本町においては、無償化実施は考えておりませんので、ご理解を賜りたくよろしくお願いします。

以上で答弁を終わります。

○ 5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○ 5 番（中川秀雄君） 無償化をしない最大の根拠が、いわゆる学校給食法の第 11 条で今ほど教育長がおっしゃられましたように、厨房費等については別だが、食材費については保護者が負担するという規程があります。そのことは、承知しておりますけれども、ただ、前回質問の時も私も言いましたが、法律自体はいわゆるこの法律を設置した文科省の関係者も、国会論戦の中では、設置者の判断で無償化することを妨げるものではないということは、はっきりしている訳ですから、これを無償化にしない根拠にすることは、そして既に、3 割にあたる学校で給食費を無償にしている訳ですからそのことを根拠にすること自体、私は、無理だと思います。憲法 26 条には、義務教育は無償とするという規定はあります。実際には、義務教育はどうなっているかという授業料と教材費については無償です。60 年代位から教科書、その他の教材費についても無償になったという経過があるわけですが、やはり憲法規定によれば、義務教育については、全額、国の負担によってなされるべきだと、給食費も含めて思います。ただ、先ほども言いましたように、自治体が色々な運動を展開する中で、文科省もやっと重い腰を上げて、無償化にも検討せざるを得ない状況になってきていると思います。それはなぜかということ、各自治体の地道な取組み、各自治体の運動

によってなされてきているものだと私は思います。そういう意味で、今ほど教育長が言いましたように、11 条が妨げになっているとは思いませんし、やはり無償化にするうえで問題になるのは財源の問題ともう一つは、やる気の問題だと思っています。そのことを踏まえて、これ以上の答弁は無理だとは思いますが、先ほど申し上げましたような行政も踏まえて是非、真摯にやる気を出して検討していただきたいと要請いたします。そのことについて、相談検討をお願いいたします。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答えいたします。

今ほど、議員からご指摘ありましたように、法的根拠というのが非常に厳しいものがあるということだと思えますけれども、確かにもう一つはやはり財政的な負担の問題だと思っています。本町でいいますと、給食に係る経費が約 2,600 万円のうち、給食費として原材料費で集めているのが 600 万円です。この金額につきましては、やはり財政が厳しい本町においては非常に厳しい金額であると判断しております。今ほど、検討をしていただきたいという話でありましたので、今後の国等の動きも見ながら、この問題については、更に検討を進めていきたいと考えております。

ご理解の程よろしくをお願いいたします。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 財政の問題で言えば先ほどの町長の決算見通しにもありましたけれども、このところ毎年、繰越枠で 5,000 万円を超えているわけで、新たに無償化が発生する問題でいえば、繰越額の約 1 割を充当すれば済むと言えはおかしいかもしれませんが、そういう財政負担だと思うのです。それはやってやれない事ではないと思いますので、是非検討を期待しています。

次の質問に移らせていただきます。

「生理の貧困」解消のための、学校や公共施設に生理用品の設置について伺います。

コロナ禍のもと、「生理の貧困」が問題となり、これに係わる地方公共団体の取り組みも活発化している状況であります。内閣府男女共同参画局が「生理の貧困」に係わる地方公共団体の取り組みを今年 1 月に公表していますけれども、全国平均では約 52%の地方公共団体が女性のリスクが貧困の解消のための色々な施策を実施しているそうですが、道内では、その基準が 22%ということで全国平均でみても若干下回っているという状況になっております。道内では、例えば上川管内でも旭川市や管内の町など 20 市町で学校のトイレに生理用品の設置を実施していると伺っております。また、今年からですけども、すべての道立高校でトイレに設置することが始まったと伺っております。幌加内高校は町立ですから、この調査の数字には入っていないと思いますが、もし高校において、そういう措置が取られていないのだとするならば、本町においても高校だけと言わず、中学校あるいは公共施設においても、設置するべきではないかと考えますが、答弁をお聞かせ願います。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、道立学校の女子トイレに生理用品を配置する取組みについては、モデル事業が令和4年、昨年4月から実施されており、子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための学校保健に係る、環境整備の一環として取組んでいるものであります。また、令和4年度に道の方で実施されました、学校のトイレ等への生理用品の配置に関するアンケートの結果を見ますと、トイレに設置した生理用品を使用した生徒の利用した理由を見ると「急に必要になった」という理由が71.9%で最も高く、「経済的理由で用意ができなかった」という理由が2.9%と一番低い結果になっております。俗に言われております「生理の貧困」経済的理由が大きいということにはなっていないというアンケート結果が出ております。本町の各学校におきましては、小・中・高におきまして生理用品の女子トイレへの配置については未実施でありますけれども、各学校において保健室に生理用品を常備し、各学校における保健衛生教育を実施しているところであります。これまでに各学校での「生理の貧困」にあたるような事案については、無いというように聞いておりますけれども、各学校の現状を確認し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう今後、対応を検討して参りたいと考えております。更に、各公共施設への配置につきましては、近隣市町村でも防災備蓄の使用期限の迫ったものを配布するなど、そのために別に予算をとっているところは少ないと聞いております。また、役所など目の届く範囲については、補充等管理ができますけれども、道の駅など管理の行き届かないところについては、設置して一度に大量に持ち帰られるなどの状況もあり、補充は難しいという問題も起きているようであります。本町も公共施設は多々ありますけれども、無料の配布・試供品・備蓄処分品などがあれば提供可能と思いますが、今のところ教育委員会としては、学校以外に配置する計画は持っておりませんのでご理解を賜りたいと思います。

以上で終わります。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 生理用品の設置についてですけれども、必要度の調査結果については、私も、ややその通りだと承知しております。ただ、道も含めてそのような調査を行った経緯は、昨年度、ある高校で生徒自身が是非設置をしてほしいという運動を進めまして、それで全体の県立の高校に対して、配布するということがきっかけになったと伺っております。その時の高校生の間では、お金が無くて買えないというよりも突発的に必要になった場合に必要だというのが、一番大きかったという経過だったと、私も承知しております。教育長の答弁にもありました、保健室に置いてあるのは私も承知しておりますが、その時の高校生たちの意見では、突発的なものですから保健室に行くよりもやはり、トイレトーパーと同じように常設してあるのが、一番使いやすいということでありました。北海道の小・中学校、高校も含めて、保健室には常備していると思うのですが、一步を超えて設置するのが望ましいと思います。公衆トイレのトイレトーパーも60年代頃はトイレの前に販売機があつて、お金を入れてポケットティッシュを買い、用を足すというのが普通



だったのですけれども、今は普通のトイレでトイレットペーパーのないトイレは無いと思います。確かに公共の施設、その他でいうと生理用費を設置したら、持ち帰られるという例もなかったわけではありませんが、中学校・高校においてはそのような事例は無いと聞いておりますし、これから検討するということですから、是非とも実施に向けて検討をお願いしたいと思います。

以上で質問は終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時29分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第10 議案第31号

○議長（小川雅昭君） 日程第10、議案第31号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第31号朗読、記載省略）

本件の提案理由でございますけれども、昨今の異常気象等の災害に対応するために、地域防災アドバイザー制度を活用し、フルタイム会計年度任用職員として募集、採用するため会計年度任用職員とは職務の特殊性から条例で定める給料表の適用が難しいため、特定職員として位置づけし、給料表の適用から除外し、固定給料月額とするため、改正案を提案するものでございます。実態といたしましては、令和5年11月15日現在の資料でございますけれども、南富良野地区以北の道北地区では、地域の防災マネージャー制度を活用している自治体が19自治体22名、求人中が6自治体、検討中が1自治体という現況にございます。本町におきましても、現在、求人票を出して募集を開始しようとしているところでございます。また、防災アドバイザーにつきましては、その仕事为主でありますけれども、他の地域では、その他に議会関係の資料作成であったり、庶務の車両管理、それから防災システムJアラート等の管理など、幅広く職務にあたっていることもありますので、人材確保の観点からも今回条例改正を提案するものでございます。実際に規則では、地域防災アドバイザーを防災専門官として月額30万円として改正する予定をしております。具体的には、先ほど申しました、地域防災アドバイザーということになりますので、自衛隊のOBを想定して求人、それから採用に繋げていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。それでは新旧対照表により、説明させていただきたいと思います。右が旧、左が新でございま

す。第 16 条として町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給料等、第 16 条職務の特殊性等、その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難である、フルタイム会計年度任用職員の給料については、第 3 条から第 5 条までの規定にかかわらず、町長が常勤職員との均衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定めるこの条項を追加するものでございます。以下この条文が追加されたことにより、条を繰り下げ改正を提案するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和 6 年 7 月 1 日から施行するということでございます。先ほども申し上げましたが、まだ求人票で求人を求めている段階でございますので、実際に採用が出来るよう、このように条例改正をして整理をしたいと、提案するものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 31 号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 11 議案第 32 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 11、議案第 32 号、幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 32 号朗読、記載省略）

今回の改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、令和 6 年に行われたものがありますが、これにプラス関連する条例が令和 6 年 2 月 21 日又は、令和 6 年 3 月 31 日に交付されたことに伴いまして、幌加内町税条例の一部を改正するものであります。一部改正の内容としましては、まず、町民税について令和 6 年度分の個人住民税所得割から納税者及び配偶者含めた扶養親族一人につき 10,000 円の減税を行ういわゆる定額減税、これの規定を設けるものです。また、令和 6 年 1 月 1 日に発生しました、能登半島地震による災害の被災者に対しまして、住宅や家財の損

失について令和6年個人住民税の雑損控除額の適応対象とする特例を設けるものであります。また、固定資産税におきまして、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準に乘じる特例率を追加するものです。その他法律の改正に合わせまして、関連する規定の整理を行うものであります。それでは、条例改正の説明に入らせていただきますが、改正条文の新旧対照表での朗読は、省かさせていただきます。別にお配りしております、令和6年幌加内町議会第2回定例会議案資料の1ページから3ページにあります幌加内町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。まず、①34条の7、寄付金税額控除、③56条町民税の減免にあたります。この二つにつきましては、法律の改正に合わせて改正するものであります。②町民税の減免、④固定資産税の減免、⑤特別土地保有税の減免、この三つにつきましては、職権により減免を行うことで規定を追加するものであります。⑥附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例、規定を削除します。これは、法律によるものでございます。⑦附則第5条の2、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減ということで、法律改正に合わせて改正及び追加するもので、先ほどの雑損控除の適応となるものでございます。⑧附則第6条特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、これも法律の改正に合わせて改正するものであります。⑨附則第7条の5から⑪⑫までになります。これにつきましては、令和6年度分の個人の町民税の特別減税控除額、先ほど言いました、定額減税に係るものでございます。法規定の新設に合わせて新設するもので、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。⑬附則第8条になります。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例になります。法律の改正に合わせて改正するもので、条例の条ずれによる改正となっております。⑭附則第10条の2、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合です。法律の改正に合わせて改正となりますが、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わが町特例の割合を定める規程を新設するものです。また、居心地がよく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規程を新設し、また、条例の項ズレによる改正を行うものです。⑮新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告となります。これにつきましても、法律の改正に合わせるものでございますが、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出が無い場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設するものでございます。規則改正に合わせての改正と条項の項ズレによる改正となります。⑯から⑰、⑱、⑲、⑳までになりますが、それぞれの項目になりますけれども、法律の改正に合わせて特例の延長を行うものでございます。㉑附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、法律の改正に合わせて改正するものです。特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の株配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を決める読替規定の追加となるものでございます。㉒から最後㉔まで同様の改正となります。㉑で申し上げましたとおり、個人住民税のそれぞれの所得利子配当等に係る読替規定を追加するものでございます。説明は以上となります。新旧対照表改正附則となります。附則施行期日第1条、この条例は、公布の日から施行し令和6年4月1日から適用する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。第2条につきましては、固定資産税に関する経過措置でございます。記載のとおりとなっておりますので省かせていただきます。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 32 号、幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 12 議案第 33 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 12、議案第 33 号、幌加内町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 33 号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。表記の条例につきましては、新過疎法が制定されました、令和 3 年度に整備済みでありまして、その適用期間は、当時の新過疎省令にならひまして、令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。これによって、本年の 4 月 1 日以降は、失効の状態となっております。一方、総務省の新過疎省令の改正省令、令和 6 年に行われたものですが、これの第 4 条におきまして、固定資産税の課税年度の対象である特別償却設備設置者となるための取得要件、取得等の期間につきましては、令和 9 年 3 月 31 日に延長されるという交付が、本年の 3 月 30 日に交付が年度末にあったところでございます。このことによりまして、本町におきましても、条例の整備が必要ということが生じたところでございます。本町におきましても、新過疎省令同様に一部改正条例によりまして、延長を図りたいところですが、すでに述べましたように適用される条例がすでに失効されていることから、この度、新規として条例を設けまして、適用を令和 6 年 4 月 1 日とすることで、実質制度の継続を図るものでございます。適用期限は、新過疎省令にならひまして令和 9 年 3 月 31 日までとするものでございます。過疎地域におけます、課税免除等の制度内容につきましては、改正は一切ございません。よりまして、議案の朗読は省略させていただきますが、制度の概要としましては、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等を営む者が 500 万円以上の建物機械設備を取得した部分について、取得した翌年度から 3 ヶ年度分に限り、固定資産の免除を規定するものでございます。それでは、附則になります。議案の最後をお願いいたします。附則、施行期日等第 1 項この条例は、公布の日から施行し令和 6 年 4 月 1 日から適用する。こ

の条例の失効第2項、この条例は令和9年3月31日限り効力を失う。経過措置第3項、この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、前条の規定に関わらず同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

以上で条例制定の説明といたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号、幌加内町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第34号

○議長（小川雅昭君） 日程第13、議案第34号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第34号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。本条例の一部改正につきましては、本年4月1日より、第9期保険事業計画が施行され、それに伴い介護報酬の改定もあったところであります。介護予防事業の料金単価につきましては、国の定める基準を参考に設定しているものでありますが、今回、介護予防事業においても介護報酬の改定が行われたことから、介護予防事業の料金単価の見直しを行うものであります。それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正部分となります。今回の改正部分につきましては、第5条第2項に定める別表の改正となりますが、手数料の額の改正に合わせて区分についても、月の利用回数上限に合わせた区分に見直しを行うものであります。それでは、新旧対照表により説明いたします。別表中、生きがい活動支援通所事業の通所介護相当サービス費、手数料の額であります。旧条例の月4回未満1,887円以内（支援1）。その下の月4回以上1,887円（支援1）とあるものを月5回以内2,060円以内（支援1）に改め、旧条例の月8回未満3,863円以内（支援2）、その

下の月 8 回以上 3,860 円（支援 2）を月 9 回以内 4,146 円以内（支援 2）改めるものであります。表中、生活管理指導員派遣事業の訪問介護相当サービス費手数料の額であります。旧条例で月 4 回未満 1,489 円以内、その下の月 4 回ほど 1,489 円とあるものを、月 5 回以内 1,683 円以内に改め、旧条例の月 8 回ほど 2,974 円とあるものを月 9 回以内 3,363 円以内に、それから旧条例月 12 回ほど 4,720 円とあるものを月 14 回以内 5,336 円以内に改めるものであります。附則といたしまして、この条例は令和 6 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 今ほどの課長の説明で、いわゆる国の介護報酬の改正に伴う利用料の改定だと説明がありました。確かにこれで見ますと改正の条件があるのですが、以前より利用料自体は 1 回に係る利用料が下がることになります。それはそれで、利用者にとってはいいのかもしれませんが、問題は、通所介護なり、訪問介護なりの施設事業者がどうなのかという問題もあるのではないかと思います。今回、国の方で介護報酬を下げたのはどうしようもない事実なのですが、事業所、幌加内言えば社協だとか朱鞠内のよるべき、テルケアなどの事業所の運営がどうなのかという問題が非常に心配するところであります。事業所の運営については、今回の改正で何もないのでしょうか。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） お答えいたします。

今ほど、議員からお話ありました今回の条例改正についてなのですが、条例改正の見た目によるものは、旧条例から新条例に回数が増えている部分もあって、見た目の回数で割ると下がっているようには見えるのですが、旧条例の表示の仕方が曖昧な部分がありまして、新条例につきましては、月に最大に利用できる回数ごとの回数に設定しております。一月、4 週だったり、5 週だったりする場合もありますので、その補充がある場合を見込み、5 回としていたり、月 2 回利用する方につきましては、9 回というように出していたり、そういった部分の最大利用する方の料金の上限で条例改正をさせていただいております。今回の介護報酬の改正にあたって、見直された部分については、職員の処遇改定加算の加算率が見直されてございます。その加算率が、見直されたことによって、事業所に入る介護報酬は実質上がることになっておりまして、介護報酬が上がったことにより、個人負担の部分が上がるということで実際には減っているのではなく、介護報酬が上がったことによって個人負担も上がってしまうといった内容になってございます。それに伴いまして国の加算率によって計算させていただいているので、そのような金額になっているものでございますので、実質的には事業所への報酬が下がるのではなく、実態としては上がるというのが現状でござ

います。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 34 号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 14 議案第 35 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14、議案第 35 号、幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 35 号朗読、記載省略）

今回の改正につきましては、まず、1 点目としまして課税限度額の引上げとなるものでございます。令和 6 年度税制改正大綱では、中間所得層の被保険者の負担に配慮したほか、保険料設定を可能とするため、課税限度額の見直しの方向性が示されております。国民健康保険法施行令の一部改正が令和 6 年 1 月 21 日に交付、4 月 1 日から施行されておまして、後期高齢者支援金賦課額に係る課税限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げる内容で、令和 6 年度からの保険料に適用されるものでございます。本町におきましても、高所得者の負担を引き上げることにより、中間所得層の負担軽減を図る観点から、課税限度額の引き上げを同額同様に行うものでございます。2 点目としまして、1 点目と同様の政令改正によりまして、低所得者に対する保険料の軽減措置のうち、7 割軽減を除く 5 割軽減と 2 割軽減の所得判定基準について、昨年度に引き続き引き上げを提案するものでございます。3 点目としまして、例年改正を行っております、幌加内町国民健康保険税の税率及び税額の改正となります。国民健康保険特別会計では、その年度において北海道から求められている収納必要額を基に、予算措置をするところではありますが、本町における国民健康保険被保険者の昨年の所得、前年の所得割課税客体になりますが、これが確定したことから、本年度の税率等の改正を行うものであります。今年度の収納必要額の状況としましては、北海道が示す必要収納額がありますが、これにつきましては、保険料の激減緩和措置が廃止になったこと、また、医療費水準

の反映ケースが統一化されたことから、求められる必要額は昨年度より 2,200 万円ほど増額となつてございます。この収納必要額を基に算定しますと、税率、税額共に前年比約 150%位の大幅な引き上げとなるところでございます。これは、本町における国保加入者の前年の所得割課税客体が、一昨年より、減少したことも要因となつてございます。そこで、今回の改正につきましては、国保加入者の税負担軽減を図ることを目的としまして、国保財政調整基金から、2,000 万円を繰入れ収納必要額に補填を行うことで、この度、提案をいたします。なお、後にあります議案第 48 号国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の歳入におきまして、基金繰入金を増額、これを増額計上しておりますのでご理解いただきたいと存じます。それでは条例改正の説明に入らせていただきますが、改正条文の朗読は省かさせていただき、別にお配りしております、議案資料の改正要旨におきまして、ご説明させていただきます。1 番目、課税限度額、基礎課税額等の引き上げとなります。第 2 条第 16 条関係になります。後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 2 万円引き上げるということで、真ん中にあります、後期高齢者支援分現行 22 万円を 24 万円に、2 万円引き上げるものでございます。2 番目としまして、軽減判定に係る所得基準額の見直し、第 16 条関係になります。低所得者に対する保険料の軽減措置について、5 割軽減、2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を含めており引き上げるものであります。まず、7 割軽減基準額は改正ございません。真ん中 5 割軽減基準額ですが、一番下の（29 万円）を（29 万 5,000 円）に引き上げるものでございます。その下、2 割軽減基準額ですが、現行（53 万 5,000 円）を（54 万 5,000 円）に改正するものでございます。3、税率・税額等の改正。まず、①第 3 条から第 9 条の 2 関係になります。改正税率のみ申し上げます。まず、医療分所得割第 3 条関係、100 分の 4.02 にするものです。均等割第 5 条関係、1 万 7,400 円に改正するものでございます。平等割第 5 条の 2、2 万円に改正するものでございます。同じく、特定世帯 1 万円に、特定継続世帯 1 万 5,000 円に改正するものでございます。後期高齢者支援金分、所得割第 6 条 100 分の 0.94 に改めるものでございます。均等割第 7 条の 2、4,600 円に改正するものでございます。平等割第 7 条の 3、5,600 円に改正するものです。特定世帯 2,800 円、特定継続世帯 4,200 円に改正するものです。介護納付金分、所得割、第 8 条関係 100 分の 0.95 に改正するものです。均等割第 9 条、4,600 円に改正するものです。平等割第 9 条の 2、4,000 円に改正するものです。②としまして、第 16 条第 1 項第 1 号関係で、まず、7 割軽減になります。医療費分均等割、1 万 2,180 円に改正するものです。平等割イとしまして、1 万 4,000 円に改正するものです。特定世帯 7,000 円、特定継続世帯 1 万 500 円に改正するものです。後期高齢者支援金分均等割ウ 3,220 円に改正するものです。平等割エ 3,920 円に、特定世帯 1,960 円に、特定継続世帯 2,940 円に改正するものでございます。介護納付金分均等割オ 3,220 円に、平等割カ 2,800 円に改正するものです。③第 16 条第 1 項第 2 号、5 割軽減になります。医療分均等割ア 8,700 円に改正するものです。平等割イ 1 万円に、特定世帯 5,000 円に、特定継続世帯 7,500 円にそれぞれ改正するものです。後期高齢者支援金分ウ 2,300 円に改正するものです。平等割エ 2,800 円、特定世帯 1,400 円に、特定継続世帯 2,100 円に改正するものでございます。介護納付金分均等割オ 2,300 円に、平等割カ 2,000 円に改正するものでございます。④としまして、第 16 条第 1 項第 3 号、2 割軽減となります。医療費分均等割ア 3,480 円に、平等割イ 4,000 円に、特定世帯 2,000 円に、特定継続世帯 3,000 円にそれぞれ改めるものでございます。後期高齢者支援金分平等割ウ 920 円、平等割エ 1,120 円に、特定世帯 560 円、特定継続世帯 840 円に改正するものです。



介護納付金分均等割が 920 円に、平等割が 800 円に改正するものでございます。⑤第 16 条第 2 項関係で未就学児にかかる平等割の軽減でございます。医療費分前項第 1 号ア 7 割軽減になります、2,610 円に、前項第 2 号ア 5 割軽減になります 4,350 円に、前項第 3 号ア 2 割軽減になります 6,960 円に、アからウ以外につきましては、8,700 円に改正するものでございます。後期高齢者支援金分で前項第 1 号ア 7 割軽減になります 690 円に、前項第 2 号ア 5 割軽減になります 1,150 円に、前項第 3 号ア 2 割軽減になります 1,840 円に、アからウ以外を 2,300 円にそれぞれ改めるものでございます。改正につきましては、以上でございますが、税額・税率等の設定につきましては、去る 6 月 7 日開催の国民健康保険運営協議会において審議承認いただき、今回提案させていただくものでございます。最後に改正附則について申し上げます。附則施行期日第 1 項この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。適用区分第 2 項この条例による改正後の幌加内町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 35 号は会議規則第 39 条第 1 項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

#### ◎日程第 15 議案第 36 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 15、議案第 36 号、幌加内町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 36 号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。本条例の一部改正につきましては、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、関係基準省令の改正が行われたことから、この改正に伴う身体拘束の適正化の推進に関する情報と一般原則及び非常災害対策に係る情報の追加、その他必要な文言の整理を合わせて行うものであります。それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。左が新で、右が旧条例でアンダーラインが、今回改正部分となります。第 2 条につきましては、文言の整理になりますが、3 行目、4 行目にありますカッコ内の句点を削除するものであります。次の第 3 条では、指定地域密着型サービスの事業の一般原則が規定されておりますが、第 3 項として利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、その事業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならないとした規定を追加し、第 4 項では、指定地域密着型サービスを提供するにあたっては、介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切且つ有効に行うよう努めなければならない

とした規定を追加するものであります。第7条では、記録の保存に関することが規定されておりますが、第5号として、身体拘束等の対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を追加し、第6号では、利用者に関する町への通知に係る記録として、改正するものであります。以下、第7号から第10号につきましては、それぞれ番号を繰り下げるものであります。第8条につきましては、管理者を規定しているものでありますが、最後の行にあります「あること」を「なければならない」に改めるものであります。第12条につきましては、新たに非常災害対策の規定を追加するものでありますが、感染症、火災、地震、風水害等の種別ごとに非常災害対策の具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難救助その他必要な訓練を行わなければならないとする規定を追加するものでございます。第13条から第16条までは、それぞれ条番号を繰り下げるものであります。第17条につきましては、事業所の代表者を規定しておりますが、最後の行の「あること」を「なければならない」に改めるものであります。第18条から第30条までは、それぞれ条番号を繰り下げるものでありますが、第20条、第28条、第29条につきましては、第16条たるものを第17条に改め、第22条、第25条、第27条の準用につきましては、それぞれ第8条の後ろに及び第12条を追加するものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 初歩的な質問で申し訳ありませんが、指定地域密着型サービス事業者の定義と言いますか、本町においても介護施設が三つありますけれども、この指定地域密着型サービス事業者というのは、どの事業所にあたるのですか。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） お答えいたします。

この条例にあたります、地域密着型サービスにあたる事業所につきましては、朱鞠内あります小規模多機能施設「よるべさ」はそれにあたります。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 「テルケア」は対象にはならないのですか。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 指定地域密着型サービスに係る部分では、先ほど説明いたしました、「よるべさ」と「テルケア」の両方が対象になります。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 無ければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 36 号、幌加内町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 16 議案第 37 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 16、議案第 37 号、幌加内町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 37 号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。本条例の一部改正につきましては、先ほどの議案第 36 号同様、国の指定居宅サービス等の事業の人員、基準、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、関係基準省令の改正が行われたことから、その改正に伴う身体拘束の適正化の推進に関する情報と一般原則及び非常災害対策に係る情報の追加、その他必要な文言の整理を合わせて行うものであります。それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正部分となります。第 2 条につきましては、文言の整理になりますが、3 行目、4 行目になりますカッコ内の句点を削除するものであります。第 3 条では指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則が規定されておりますが、第 3 項として利用者の人権の擁護虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならないとした規定を追加し、第 4 項では指定地域密

着型介護予防サービスを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切且つ有効に行うよう努めなければならないとした規定を追加するものであります。第7条につきましては、こちらも新たに非常災害対策の規定を追加するものでありますが、感染症、火災、地震、風水害等の種別ごとに非常災害対策の具体的な計画を立て非常災害等の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行わなければならないとする規定を追加するものであります。第8条では、記録の保存に関することが規定されておりますが、第3号として、身体的拘束等の対応及び時間、その他心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を追加するものであります。以下第4号から第8号につきましては、それぞれ番号を繰り下げるものであります。第9条から第14条までは、それぞれ条番号を繰り下げるものでありますが、第10条では、最後の行の「あること」を「なければならない」に改め、第11条では「第7条」とあるものを「第8条」に、第13条では「第7条まで及び第9条」とあるものを「第8条まで及び第10条」に改めるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、幌加内町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第38号

○議長（小川雅昭君） 日程第17、議案第38号、幌加内町地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保険福祉課長（加藤誠一君） （議案第38号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。本条例の一部改正につきましては、介護保険法施行

規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正により、地域包括支援センターにおける、職員配置の柔軟化を図るため改正を行うものであります。それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正部分となります。第4条につきましては、職員の基準及び人員が規定されておりますが、常勤の職員の定数の後ろにカッコ書きとしまして、推進会議が第1号被保険者数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号において同じとする規定を追加するものであります。第2項につきましては、第1項の規定の特別規定となりますけれども、推進会議が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項の1号から3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき、常勤の職員の員数の基準は前項の1号から3号までに掲げる者のうちから2人とする規定を追加するものであります。次の第3項につきましては、第2項を第3項に改めるとともに前項とあるものを前項までに改め、表の人員配置基準につきましても各区分、それぞれ前項とあるものをそれぞれ第4条第1項に改めるものであります。附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、幌加内町地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第39号

○議長（小川雅昭君） 日程第18、議案第39号、幌加内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 39 号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。本条例の一部改正につきましても、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための、規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の 1 号改正省令が交付されたことに伴い、その改正に伴う身体拘束等の適正化の推進及びケアマネージャー、一人当たりの取り扱い件数の緩和。関係者の業務範囲の明確化。記録媒体の使用に関する情報の整理を行うとともに、合わせてその他必要な情報、文言の整理を行うものであります。それでは、新旧対照表によりご説明いたします。左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正部分となります。第 3 条につきましては、基本方針が規定されておりますが、第 5 項として利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないとした規定を追加し、第 6 項では、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切且つ有効に行うよう努めなければならないとした規定を追加するものであります。第 5 条は、従業者の員数について規定しているものでありますが、第 2 項では、指定居宅介護支援事業所における常勤介護支援専門員の数について、利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とするとあるものを利用者の数が 44 又はその端数を増すごとに 1 とするとして改正するものであります。また、次の第 3 項につきましては、特別規定となりますが国民健康保険中央会が運用管理する、電子計算機機器等と接続された情報管理システムを活用し、且つ事務職員を配置している場合について、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする規定を新たに追加するものであります。第 6 条にいたしましては、管理者について規定しているものでありますが、第 3 項第 2 号の同一敷地内にあるとあるものを削除するものであります。次の第 7 条では、内容及び手続きの説明及び同意について規定されておりますが、第 2 項中利用者が複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができることの後に、全 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において、作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、及び全 6 ヶ月に当該指定居宅支援事業所において、作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業所又は地域密着型サービス事業所において、提供されたものが占める割合を追加するものであります。第 4 項第 2 号になりますが、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により、一定の事項を確実に既読しておくことができる物とあるものを、電磁的記録媒体に改めるものであります。第 15 条では、指定居宅介護支援の基本方針が規定されておりますが、第 3 項として、指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該業者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとした規定を追加し、第 4 項では前項の身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やもう得ない理由の記録をしなければならないとした規

定を追加するものであります。第 18 条では、記録の整理について規定されておりますが、第 2 項第 3 号に第 15 条第 4 項の規定による、身体的拘束等の対応及び時間、その他その際の利用者の心身及び状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を追加し、第 4 号から第 8 号までは、それぞれ号番号を繰り下げるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 5 条の 3 項に係ることなのですが、国民健康保険中央会が運用及び管理を行うとありますが、使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のため、情報処理システムを利用とありますが、ここまで制定する必要があるのですか。この内容についてご説明していただきたいと思います。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） お答えいたします。

今回の改正の内容につきましては、国の省令の改正により、必要な部分を本町の状態に合わせた形の条例改正を行っているものでございます。今、議員からご質問がありました 3 項の部分でありますけれども、これにつきまして今現在は、国民健康保険中央会との電子情報処理システムについては、活用しておりませんのでこの部分については適用する部分ではありませんが、今後、電子情報化についても推進されている部分がございますので、そういったものに対応するために今回条例改正をさせていただいているものであります。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） そうしましたら、必ずしもこの情報システムを今現在使用しておりませんし、そのシステムを利用しなくてもいいという解釈でいいですか。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 今現在はそういう状況になっておりませんが、今後そういう設備が整備された場合に、配置の基準が多くなる状況に対応するため付け加えている内容でございます。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 無ければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号、幌加内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 19 議案第 40 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 19、議案第 40 号、幌加内町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 40 号朗読、記載省略）

本件の提案理由についてご説明いたします。本条例の一部改正につきましても、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、その改正に伴う身体拘束等の適正化の推進及び介護予防支援の円滑な実施、管理者の業務範囲の明確化、記録媒体の使用に関する情報の改正を行うとともに、その他必要な情報・文言の整理を行うものであります。それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正となります。第 3 条につきましては、基本方針が規定されておりますが、第 5 項として利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修等を実施する等の措置を講じなければならないとした規定を追加し、第 6 項では指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切且つ有効に行うよう努めなければならないとした規定を追加するものであります。第 5 条では、従業者の員数について規定をしているものでありますが、第 1 項の指定介護予防支援事業者とあるものを、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所に改めるものであります。第 2 項につきましては、新たに項を追加するものでありますが、指定居宅介護支援事業者である、指定介護予防支援事業者は当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供にあたる必要な数の介護支援専門員を置かなければならないとする規定を



追加するものであります。第6条につきましては、管理者について規定しているものであります。第1項の指定介護予防支援事業所とあるものを、当該指定に係る事業所に改め、第2項では、管理者とあるものを地域包括支援センターの設置者である、指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者に改め、その下の但し書きの管理者に支障がない場合は後に管理者を追加し、その下の従事し又はとあるものを従事させ又はに改め、最後の行の従事するとあるものを、従事させるに改正するものであります。第3項及び第4項につきましては、新たに追加するものであります。第3項では、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やもう得ない理由がある場合については、介護支援専門員を第1項に規定する管理者とすることができるを追加し、第4項では、前項の管理者は専らその職務に従事するものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、その限りではないを追加するとともに、第1号として管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合を追加し、第2号では、管理者が他の事業所の職務に従事する場合の規定を追加するものであります。第5項につきましては、第3号、第4号の追加により項番号を繰り下げるものであります。第7条につきましては、内容及び手続きの説明及び同意について規定されておりますが、第3項第2号の磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記憶しておくことができるものとあるものを電磁的記録媒体として改めるものであります。第11条につきましては、記録の保存について規定されておりますが、第2項第3号に次条で定める基準による身体的拘束等の態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やもう得ない理由の記録を追加し、第4号から第8号までは、それぞれ番号を繰り下げるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し令和6年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、幌加内町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前14時30分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

只今、総務厚生常任委員長から付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。

これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第1 報告第5号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、報告第5号、付託案件の審査結果報告について、先に総務厚生常任委員会で付託をいたしました議案第35号、幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件関しまして、委員長の報告を求めます。

○6番（稲見隆浩君） 議長、6番。

○議長（小川雅昭君） 6番、稲見委員長。

○6番（中川秀雄君） （報告第5号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

お諮りをいたします。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎日程第 20 議案第 41 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 20、議案第 41 号、幌加内町スキー場設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（安芸修君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（安芸修君） （議案第 41 号朗読、記載省略）

今回の提案理由について申し上げます。今回の改正につきましては、リフト利用料金の一部について改正するものであります。本年 7 月 1 日からスキー場指定管理者が変更になることに伴い、指定管理者が収受するリフト料金の一部について上限額を改正し、指定管理者の効率的な運営を図ることを目的とした改正となっているほか、法令上の漢字使用に改めるため、条文の文言の整理を同時に行うものであります。それでは議案の説明に入ります。新旧対照表をご覧ください。右が旧条例、左が新条例になります。アンダーライン箇所が改正部分になります。第 5 条第 1 項第 3 号中、第 10 条中第 11 条中については、それぞれ条文の漢字使用について整理を行う改正になります。別表、第 7 条関係別表中リフト券の種類、回数券の利用料金の上限額を 2,000 円から 3,000 円に改正するものであります。指定管理者、指定管理事業者は条例で定める上限額の範囲内において、町長の承認を得て、料金を周知することができるものとなっております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案 41 号、幌加内町スキー場設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 42 号 ～ 日程第 23 議案第 44 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 21、議案第 42 号、幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についての件から日程第 23、議案第 44 号、幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件の 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 42 号、43 号、44 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について説明申し上げます。旧簡易水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、本年 4 月 1 日からそれぞれ地方公営企業会計へ移行されており、移行に伴いまして昨年 12 月の議会定例会で関係条例に地方公営企業法の財務規定等の適用を追加し、改正させていただいたところではありますが、重要資産の取得・処分などの不備がございましたので、今回関係条例の条文に追加するものであります。

議案第 42 号、新旧対照表によりご説明させていただきます。右が旧、左が新条例となります。

3 条に経営の基本を追加。第 3 条、簡易水道事業は常に、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。5 条に重要な資産の取得及び処分を追加。第 5 条法 33 条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が 1,500 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに限る。）とする。この予定価格につきましては、地方公営企業法の施行令第 26 条の 3 の規定におきまして、町村が 700 万円を超えないこととされており、地方自治法におきましても、同様の規定がございます。本町におきましては、一般会計におきまして、1,500 万円以下との金額設定がありますので、今回同様の額として設定したものであります。第 6 条に、議会の同意を要する賠償責任の免除を追加しています。第 6 条法第 34 条において、準用する地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額が 10 万円以上である場合とする。この内容につきましては、賠償責任に係る賠償額の設定であります。地方自治法上にも、免除規定についてはございませんけれども、既に法的化を行っている他の自治体を参考に公営企業として、弾力的に経営を行う観点から本金額を決定しております。第 7 条に議会の議決を要する、負担付き寄付の受領等を追加。第 7 条、簡易水道事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定により、条例で定めるものは負担付き寄付又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が 100 万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が、50 万円以上のものとする。第 8 条に会計書類を追加しております。第 8 条法第 34 条の 2、ただし書きの規定に基づき、簡易水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。第 9 条に業務状況説明書の作成を追加しております。第 9 条、町長は簡易水道事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 1

日までに作成しなければならない。第2項、前項の業務の状況を説明する書類は、次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。1、事業の概要 2、経理の状況 3、前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため、町長が必要と認める事項。第3項、天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することが出来なかった場合においては、町長はできるだけ速やかに、これを作成しなければならない。附則この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号を説明いたします。改正の内容につきましては、先の議案第42号と同様でございますので、新旧対照表の説明は省略させていただきます。附則この条例は公布の日から施行する。

議案第44号をお願いいたします。本議案につきましても、改正内容は先の議案第42号と同様の内容でございますので、説明は省略させていただきます。附則この条例は公布の日から施行する。  
以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに議案第42号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第43号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第44号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） これで質疑を終わります。これから順次討論を行います。

はじめに議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第43号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第44号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。はじめに議案第42号、幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号、幌加内町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に議案第44号、幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第45号

○議長(小川雅昭君) 日程第24、議案第45号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長(山本久稔君) 住民課長。

○議長(小川雅昭君) 住民課長。

○住民課長(山本久稔君) (議案第45号朗読、記載省略)

提案理由について申し上げます。行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、法律等の一部を改正する法律。これにより、マイナンバーカードと保険者証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を要するため、本町においても本議会定例会に提案するものでございます。規約変更の改め文となります。現行の規約第4条では後期高齢者制度のうち、市町村で行う事務について別表の1を設けておりましたが、マイナンバーカードと保険者証一体化に伴い、議案のとおり改めるものでございます。第19条第2項中、別表第2を別表に改める。別表第1第4条関係を削り、別表第2第19条関係を別表とする。第4条の変更により、別表1を削除とし、19条第2項で示す別表第2を別表に改めるものでございます。附則第1項、この規約は地方自治法第291条第3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。なお、マイナンバーカードと保険者証の一体化につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、この附則第1条第2項に掲げられる規定の施行期日が、本年12月2日と定められております。これ以降の現行に値する保険者証は、12月2日以降発行されなくなることを申し伝えます。

以上で説明を終わります。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案 45 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。  
お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 25 議案第 46 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 25、議案第 46 号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） （議案第 46 号朗読、記載省略）

提案理由についてご説明いたします。幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画は、過疎地域の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎地域における持続的発展を図ることを目的に、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の対策と事業内容を取りまとめ、令和 3 年 9 月の第 3 回定例会において、議決をいただき現在執行中でございます。この度、幌加内町における過疎対策として、市町村計画に事業を追加する必要性が生じたことから、市町村計画の変更について議決を求めるものです。新旧対照表をご覧ください。左側が変更前、右側が変更後の記載となっております。今回の変更につきましては、事業内容の追加が 2 点となります。右側、変更後、下線の引いてある部分が今回の追加箇所になります。それでは、個別説明を行います。持続的発展追加区分、7 医療の確保、事業名（1）診療施設その他の事業内容に幌加内歯科診療所医療会計システム導入事業及び幌加内診療所医療用システム導入事業を追加し、事業主体にそれぞれ町を追加するものです。歯科診療所のカルテでございますけれども、現在、紙媒体で管理されております。医師や医療事務、管理上の負担が大きいことから、電子カルテシステムを導入し、ペーパーレス化を図り、医師や医療事務の負担軽減を図るものです。また、幌加内診療所の医療用画像システムは導入から 8 年が経過し、経年劣化等修理が困難なため、医療体制の維持確保に必要であり、更新のため追加するものとなっております。今回の変更に伴う、歳入歳出予算につきましては、令和 6 年 3 月 12 日に開催されました、令和 6 年第 1 回町議会定例会において、予算が議決済みでございます。本件各変更につきましては、事業内容の追加のみのため軽微な変更という区分となっております。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定に基づき、町議会の議決を北海道知事へ報告するとともに、内閣総理大臣外関係 7 大臣へ議決された旨を報告することとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案 46 号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 26 議案第 47 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 26、議案第 47 号、令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 47 号朗読、記載省略）

それでは、事項別明細書歳出より説明いたします。

2 款 1 項 5 目、財産管理費、16 万 8,000 円の追加です。11 節、修繕料につきましては、ハイブリッド式の公用車の低圧線の断線修理で 11 万 6,000 円。町有住宅の一般修繕で不足が生じたため、5 万 2,000 円を追加するものであります。11 目、総合行政情報システム費 577 万 7,000 円の追加です。12 節、デジタル専門人材派遣業務委託料 516 万 6,000 円につきましては、国においてデジタル化社会の実現に向けた改革及び重点計画がそれぞれ定められております。その中で、市町村においても、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性の向上、業務の省力化に対応することが求められておりますが、実行に向けては、職員の専門知識やノウハウも不足しており、スムーズに進めるために、豊富な知見や実績を有している民間の専門の方を派遣してもらうものであります。1 名の方を予定し、月 57 万 4,000 円で 7 月 1 日から 9 ヶ月分となっております。なお、派遣については最大 2 年間を予定しており、経費につきましては、特別交付税で 7 割の交付を予定しているところであります。13 節、ガバメントクラウド使用料 61 万 1,000 円の追加です。国・地方公共団体と接続している LGWAN システムのルーターが交換時期を迎え、交換するための経費となっております。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 4 万 4,000 円の追加です。27 節、介護保険特別会計繰出金につきましては、保険給付費の増が主な要因であります。詳細については、特別会計にて説明を行います。2 目、老人福祉費 18 万 8,000 円の追加です。17 節、老人クラブ備品購入費、これにつきましては、幌加内老人クラブのカラオケがレーザーディスク使用と古いため更新するものであり



ます。4款2項1目、塵芥処理費 378 万 2,000 円の追加です。10 節、修繕料 52 万 9,000 円につきましては、ゴミ収集で使用しているトラックの修理代であります。2 月に職員が国道を運転中にスリップし路肩の雪と接触をし、車両の前バンパーが破損したものを修理するものであります。これにつきましては、全額保険対応を予定しております。特別修繕料 325 万 3,000 円の追加です。ごみ焼却場の電動シャッターの開閉器の老朽化による故障修繕で 83 万 3,000 円。もう一つが当初予算で計上しておりました最終処分場浸出液処理施設の電気計装設備更新工事において、当初では 2,585 万円で計上しておりましたが、242 万円増額となったため追加するものであります。増額につきましては、部品の大幅な価格の高騰、輸送コストや人件費の上昇が原因となっております。6 款1項3目、農業振興費 990 万 5,000 円の追加です。18 節、強い農業づくり事業補助金 277 万 5,000 円の追加につきましては、国の補助事業で地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた、農地利用の姿の実現に向け、融資を受けて経営改善に必要な農業用機械、主に田植え機やトラクターの自動運転システムやドローンの購入に対し、補助されるものであります。1 件の農業者の方が 5 月 30 日付で内示を受けており、北海道経由のトンネル補助となっております。農村漁村活動計画策定事業補助金 713 万円につきましては、こちらも国の補助事業で農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について、広く知ってもらうことを入り口に、全ての産業における担い手確保や移住・定住の実現を図り、農村漁村の活性化を推進するため、活動計画策定、体制構築、実証活動等が対象となるものであります。事業の実施主体は、町・JA きたそらち・農業委員会・商工会・観光協会をもって組織する「幌加内町担い手確保対策協議会」で運営し、事業費相当分を補助するものであります。2 項1目、林業費 67 万 8,000 円の追加です。この目につきましては、北海道の補助事業で実施しました、ヒグマの春期管理捕獲支援事業に係わる経費を追加しております。朱鞠内湖周辺を中心に 4 月の残雪時期に 4 回に渡り、ヒグマの生息状況を調査するとともに、町内ハンターの人材育成を目的にしております。1 節、非常勤職員報酬 30 万円。8 節、費用弁償 2 万 6,000 円につきましては、町内 4 名、町外 4 名のハンターに対するものであります。12 節、鳥獣被害防止対策業務委託料 35 万 2,000 円につきましては、活動するにあたり、地元 NPO に対するスノーモービルの運行、ガイド委託料となっております。なお、調査結果につきましては、クマの足跡はありましたが捕獲には至りませんでした。7 款1項1目、商工振興費 735 万 4,000 円の追加です。18 節、商工業振興奨励補助金につきましては、現時点で店舗等建設で 3 件 526 万 3,000 円。用地取得で 1 件 21 万 2,000 円。機械設備導入で 3 件 687 万 9,000 円。合計 7 件で 1,235 万 4,000 円申請があり、今回不足分を追加するものであります。2 目、観光費 1,198 万 3,000 円の追加です。特別修繕料 1,048 万 3,000 円につきましては、道の駅のトイレ改修に係わるものです。4 月 22 日にトイレ床下の地下水を排水する水中ポンプの故障により、水洗を制御する装置も故障し、トイレの使用ができなくなりました。ゴールデンウィークを迎える時期でありましたので、応急措置として、仮設トイレを設置することとしました。その経費で 271 万 3,000 円、その他水中ポンプ、水洗装置の故障の修理のほか、便器も和式や建設当時のままで劣化されていることから、小便器 4 台、大便器 6 台も合わせて改修する経費で 777 万円となっております。なお、急ぐこともありましたので、工事については、一部着工している状況となっております。18 節、イベント協賛金 150 万円の追加であります。これにつきましては新そば祭りに対するものでありますが、令和 5 年度開催のお祭りにおい

て、支出経費がコロナ５類移行後の経済回復等による原材料費、運搬費及び人件費等の急激な上昇により、収入を大幅に超過する決算が示され、町に対して、そば活性化協議会とそば祭り実行委員会より、財政支援の要請が５月２２日付であったところであります。町といたしましては、そば祭りの地域経済、地域振興など様々な面においての有効性、活性化に大きく貢献され公益性も高いと考え、追加支援をするものであります。８款２項２目、道路新設改良費１８７万円の追加です。１２節、橋梁補修設計業務委託料、当初予算では２橋分１,７０６万１,０００円計上しておりましたが、３月に国の労務基準単価が５.７％増と示され、それに伴い増額するものであります。９款１項１目、消防総務費１８４万８,０００円の追加です。１８節、士別消防事務組合負担金であります。５・６月で３人の新採用があったため、赴任旅費、消防学校入校旅費、５３万９,０００円。制服の購入で９３万５,０００円。消防学校入校負担金などで３７万４,０００円の追加となっております。なお、資料７ページ以降に詳細を添付しておりますので後ほどお見通しをお願いいたします。１０款１項４目、学校営繕費１５２万３,０００円の追加です。教員住宅トイレのウォシュレット取付け９戸分で９９万９,０００円。その他幌加内小学校の玄関前マンホールのおうとつ改修で５２万４,０００円の追加であります。２項１目、学校管理費１８万３,０００円の追加です。１３節、印刷機借上げ料６万６,０００円につきましては、事務用印刷機のリース終了による返還のため搬送料が生じたため追加するものであります。車庫借上げ料１１万７,０００円につきましては、朱鞠内小学校の物置用レンタル車庫に係わるものですが、当初予算計上漏れでありましたので今回追加するものであります。４項１目、高等学校総務費６４万５,０００円の追加です。特別旅費につきましては、今年から修学旅行を台湾へ行く予定であります。事前に現地確認下見をするため、教職員等３名分の旅費を追加するものであります。３目、寄宿舍費６万６,０００円の追加です。１７節、備品購入費につきましては、寄宿舍の衣類乾燥機１台が老朽化により故障したため、更新するものであります。５項１目、学校給食費７万円の追加です。１７節、備品購入費につきましては、給食用食材の保管室用の窓設置式エアコンを１台購入するものであります。適温で管理し、食材を良好に保存するためであります。６項２目、公民館費１６万９,０００円の追加です。１２節、床下調査業務委託料につきましては、添牛内コミセンのホール床にゆがみが生じており、床下の湿気が原因と考えられそれを調査するものであります。７項２目、体育施設費３３万８,０００円の追加です。１０節、修繕料につきましては、山村広場遊具のターザンロープの梁、シーソーの故障をそれぞれ修理するものであります。以上で歳出の説明を終わりますが、人件費に係わる「給与費明細書」を１７ページ以降に添付しておりますので、後ほどお見通し願います。

歳入について説明いたします。

９款１項１目、地方交付税３,６７１万４,０００円の追加です。収支の調整をここで行っております。１４款２項３目、農林水産業費道補助金３１１万３,０００円の追加です。１節、強い農業づくり事業補助金２７７万５,０００円は、歳出で説明しておりますけれども、同額のトンネル補助となっております。２節、春期管理捕獲支援事業補助金３３万８,０００円は、ヒグマの調査に対するもので１／２相当となっております。１８款１項１目、繰越金８７万４,０００円の追加です。前年度繰越金、行政報告のとおりでございます。１９款４項３目、雑入５８９万円の追加です。９６節、農山漁村振興事業負担金につきましては、事業主体の担い手確保対策協議会が受けた道補助金相当を町へ戻すものであります。

事項別明細書総括であります。

歳入歳出ともに 4,659 万 1,000 円を追加し、総額 50 億 6,635 万 8,000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出 9 ページからの質疑をお受けいたします。

9 ページ、10 ページについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 11 ページ、12 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 13 ページ、14 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 15 ページ、16 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に事項別明細書歳入 5 ページから質疑をお受けいたします。

歳入の 5 ページ、6 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 7 ページ、8 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 47 号、令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 27 議案第 48 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 27、議案第 48 号、令和 6 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 48 号朗読、記載省略）

今回の予算補正の主な理由としまして、まず歳入、先の議案第 35 号において、国民健康保険税条例の改正に伴いまして、税率等の改正がありました。歳入におきまして、現年度課税分の減額を 2,000 万円とし、同額を基金繰入金に求めるものとしております。その他令和 5 年度分の保険給付費精算分及び 5 年度会計からの繰越金を歳入歳出予算において、それぞれ整理するものでございます。それでは、事項別明細書歳出からご説明いたします。歳出 5 款 1 項 1 目、基金積立金 41 万 2,000 円を追加するものです。24 節、基金積立金、同額でございます。令和 5 年度からの繰越金 41 万 2,734 円を歳入で引き受け全額を基金へ積立するものであります。7 款 1 項 1 目、償還金 27 万 8,000 円を追加するもので、22 節、国・道支出金返還金、同額でございます。北海道からの普通交付金歳入の 3 款にありますが、これにおける令和 5 年度精算分として 28 万 7,771 円の通知があったので計上するものでございます。歳出の説明は以上です。

歳入に入ります。歳入 1 款 1 項 1 目、国民健康保険税、補正額 2,000 万円を減ずるもので、まず、1 節、医療給付費分現年課税分 836 万 8,000 円の減。2 節、後期高齢者支援金分現年度課税分 759 万円の減。3 節、介護納付金分現年課税分 404 万 2,000 円になります。冒頭説明のとおり、国保税条例の改正に伴いまして、それぞれ減額を行うものであります。5 款 2 項 1 目、基金繰入金 2,027 万 8,000 円を追加するものです。1 節、国保財政調整基金繰入金、同額でございます。歳入、1 款の国保税の減額 2,000 万円と歳出、7 款の普通交付金返還金 27 万 8,000 円を基金に求めるものであります。6 款 1 項 1 目、繰越金 41 万 2,000 円を追加するもので、1 節、前年度繰越金同額となっております。令和 5 年度からの繰越金をここで受けまして、歳出 5 款基金積立金で整理するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

事項別明細書の総括となります。歳入歳出共に 69 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 6,926 万 3,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 48 号、令和 6 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 28 議案第 49 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 28、議案第 49 号、令和 6 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 49 号朗読、記載省略）

それでは、事項別明細書歳出よりご説明させていただきます。

2 款 2 項 2 目、高額医療合算サービス費 35 万円の追加であります。18 節、高額医療合算サービス費で同額であります。当初見込みよりも対象者が増加したことに伴い、不足分を追加するものであります。5 款 1 項 1 目、基金積立金 30 万 6,000 円の追加であります。24 節、基金積立金介護給付費準備基金で同額の追加であります。これは令和 5 年度の介護保険料として徴収した保険料に、残額が発生したため基金に積立てをするものであります。6 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金 1 万 5,000 円の追加であります。22 節、保険料還付金で同額の追加であります。死亡や転出により、6 件 2 万 4,480 円の介護保険料の還付が生じたため不足分を追加するものであります。2 目、償還金 410 万 6,000 円の追加であります。22 節、補助金等返還金で同額の追加であります。令和 5 年度の事業費確定による負担金等の返還を見込み追加するものであります。内訳といたしましては、国庫負担分の介護給付費負担金で 47 万 2,848 円。地域支援交付金で 58 万 3,960 円。機能強化推進交付金で 6 万 8,000 円。道費負担分の介護給付費負担金で 52 万 664 円。地域支援事業交付金で 31 万 6,796 円。支払基金分の介護給付費交付金で 214 万 3,767 円となっております。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入の説明をいたします。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 18 万 9,000 円の追加であります。1 節、現年度分第 1 号被保険者保険料で 6 万 3,000 円の追加であります。歳出で説明しました高額医療合算サービス費の財源を保険料にて調整するものであります。2 節、過年度分一般被保険者 10 万 6,000 円の追加であります。これは平成 29 年度の滞納繰越分 1 件 3 万 5,000 円と令和 3 年度の滞納繰越分 4 件 9 万 2,000 円を追加するものであります。これらにつきましては、滞納者と連絡を取りながら収納に努めているところであります。2 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 7 万円の追加であります。1 節、現年度分介護給付費負担金で同額であります。歳出で得点給付費 35 万円の 20%で計上しているものであります。2 項 1 目、調整交付金 3 万 4,000 円の追加であります。1 節、現年度分調整交付金で同額の追加であります。こちらにつきましても、歳出保険給付費 35 万円の 9.79%で計上しているものであります。3 款 1 項 1 目、介護給付費交付金 9 万 5,000 円の追加であります。1 節、現年度分介護給付費交付金で同額の追加であります。こちらも歳出保険給付費 35 万円の 27%で計上しているものであります。4 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 4 万 4,000 円の追加であります。1 節、現年度分介護給付費負担金で同額の追加であります。こちらも歳出保険給付費 35 万円の 12.5%で計上しているものであります。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 4 万 4,000 円の追加であります。1 節、介護給付費繰入金で同額であります。こちらも歳出保険給付費 35 万円の 12.5%で

計上しているものでございます。2項1目、基金繰入金 11 万 1,000 円の減額であります。1節、介護給付費準備基金繰入金で同額の減額であります。これは歳出で説明いたしました令和5年度の還付金と今ほど説明いたしました、歳入の増減により減額するもので、ここで歳入と歳出のバランスを取っているものであります。7款1項1目、繰越金 441 万 2,000 円の追加であります。1節、前年度繰越金で同額の追加であります。これは歳出の基金積立金と補助金等返還金分を前年度から繰越したものであります。以上で歳入の説明を終わります。

事項別明細書総括であります。歳入歳出それぞれ 477 万 7,000 円を追加し、総額を歳出それぞれ 2 億 341 万 8,000 円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので、歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 49 号、令和 6 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 3 9 分

再開 午後 3 時 4 9 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま産建文教常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 意見書案第2号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第2、意見書案第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案について、本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略しまして原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時52分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま小関議員外2名から幌加内町議会議員の派遣承認についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第3 発議第2号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第3、発議第2号、幌加内町議会議員の派遣承認についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○3番（小関和明君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、小関議員。

○3番（小関和明君） （発議第2号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑、討論を省略しまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りします。ただいま議会運営委員長及び各常任委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第4 閉会中の所管事務調査申し出について

○議長（小川雅昭君） 追加日程第4、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり議会運営委員長及び各常任委員長からそれぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして本日で閉会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小川雅昭君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回幌加内町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時59分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月20日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員